平成２８年（フ）第２３８号
静岡県熱海市西熱海町１丁目５番23号　ロイヤルヴィラ熱海H202号、前住所愛知県春日井市高森台９丁目１番地１　108号棟1101号室
債務者　塩見　美紀（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
静岡県伊豆市土肥449番地の１
債務者　山本　記代
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５０６号
大阪府富田林市楠町４番３―101号、前住所大阪市東住吉区矢田１丁目14番２―613号
債務者　溝淵　智子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
堺市北区南花田町331番地
債務者　尾崎　育男
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５５４号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目９番17号、前住所大阪府和泉市観音寺町569番地の８
債務者　山本　紀子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
北海道広尾郡広尾町丸山通南６丁目１番地の１
債務者　近藤　利道
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
群馬県館林市栄町17番35号
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４６号
香川県小豆郡小豆島町橘甲492番地２　Ｇ棟302号室
債務者　中村　竜二
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９７号
福岡県大野城市山田１丁目10番８―306号
債務者　荒木亜沙美
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９９６号
福岡市城南区鳥飼７丁目30番402号
債務者　柿本八千代（旧姓小澄）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１３号
福岡市中央区春吉３丁目14番28号
債務者　平山　洋輔
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５０号
福岡市南区若久６丁目34番３―102号
債務者　中山由美子（旧姓田崎）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６１号
福岡市西区拾六町５丁目９番８号
債務者　内田　千鶴
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８３号
福岡市城南区鳥飼４丁目６番14号
債務者　斉藤　克幸
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８７号
福岡市中央区清川２丁目２番26―918号
債務者　伊藤　典子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１０４号
福岡市南区井尻１丁目35番10―102号
債務者　佐久本　繁
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１０８号
福岡市東区多々良１丁目９番14号
債務者　占部　郁代
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部